

# 栃木市の支援策～復旧・復興支援～

本 本庁(万町9-25) 大 大平総合支所(大平町富田558)  
 藤 藤岡総合支所(藤岡町藤岡1022-5) 都 都賀総合支所(都賀町家中5982-1)  
 西 西方総合支所(西方町本城1) 岩 岩舟総合支所(岩舟町静5133-1)

## 災害見舞金の支給

### 【栃木市からの見舞金】

災害により、お住まいの住宅や事業を営む事業所が全壊、半壊、床上浸水、床下浸水により被害を受けた世帯主・事業主の方に対し、見舞金をお渡しします。

- ◆見舞金額 ・全壊、半壊、床上浸水の場合 100,000円  
 ・床下浸水の場合 10,000円

※本市に居住・住民登録されている方または本市に事業所を有して事業を営んでいる方が対象となります。

※アパート、借家などにお住まいの単身世帯の場合、上記の額の半額となります。

※現に人が使用していない空き家は該当になりません。

被害があったと見込まれる地域においては、家屋の状況を順次調査し、対象となる方に対し10月以降にお伺いし見舞金をお渡しします。

- 問合せ先：本 社会福祉課 ☎(21)2202

### 【栃木市社会福祉協議会からの見舞金】

社会福祉協議会においても、次のとおり見舞金をお渡しします。

- ◆見舞金額 ・全壊、半壊、床上浸水の場合 20,000円  
 ・床下浸水の場合 5,000円

※本市に居住・住民登録されている方または本市に事業所を有して事業を営んでいる方が対象となります。

※現に人が使用していない空き家は該当になりません。

※市からの見舞金と併せてお渡ししますので、申請の必要はありません。

- 問合せ先 栃木市社会福祉協議会 ☎(22)4457

## 被災者住宅復旧支援事業

- ◆補助対象 市内に住所を有する個人が行う住宅の復旧費用（10万円以上の復旧工事費対象）

- ◆補助限度額 全壊100万円 半壊50万円  
 一部損壊10万円〔復旧費用の2分の1〕

※補助を受ける場合、申請が必要です。（必要書類など詳細は問い合わせください。）

※既に、復旧を終えている場合も対象となります。

※原則として、被害箇所の写真など被害状況が確認できる物が必要となります。

※カーポート、物置、塀などは対象外です。

※全壊、半壊の判断は、原則として、市担当者が現地調査に基づき決定します。

※損害保険の給付金などは、復旧工事費から控除します。

### 全壊・半壊・一部損壊の一例

- ・全壊 流失または浸水による損壊が甚大で補修による復旧が困難な状態
- ・半壊 床上浸水かつがれき等の衝突により外壁が損傷している状態
- ・一部損壊 半壊に至らない程度の破損で補修が必要な状態（ガラスが数枚破損した程度は除く）

- 問合せ先 本 危機管理課 ☎(21)2551

## 被災事業所等復旧支援事業

豪雨により、大きな被害を受けた事業所等の建築物復旧工事に対し、補助金を交付します。

- ◆補助対象 市内にある事業所等の建築物に関する復旧費用〔10万以上の復旧工事費対象〕

- ◆補助限度額 全壊 100万円 大規模半壊 75万円  
 半壊 50万円 一部損壊 10万円

※既に復旧を終えている場合も対象となります。ただし、被害箇所の写真がない場合など被害が確認できない場合、対象とならないことがあります。

※損害保険の給付金などは、復旧工事費から控除します。

※一部損壊の場合の補助率は、復旧費用の2分の1

（千円未満切り捨て、消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 問合せ先 本 危機管理課 ☎(21)2551

### お知らせ

#### 自治会公民館等の支援

自治会の公民館等が今回の災害で被害を受けた場合は、下記まで問い合わせください。

- 問合せ先 本 生涯学習課 ☎(21)2486

## 浸水被害による家屋の固定資産税・都市計画税の減額措置

床上浸水でかつ水流や泥流、がれきの衝突により外壁が損傷（割れ、へこみ）している住宅につきましては、申請いただくことにより今年度これから到来する納期分の税額が減額できる場合があります。該当する家屋を所有する方は、各地域の資産税担当までご連絡、ご相談ください。

※床下浸水は対象になりません。

※車庫や物置、倉庫、店舗など住宅でない場合は、床上浸水でも家屋の損害割合2割以上がなければ減額の対象とはなりません。

- 問合せ先 本 資産税課 ☎(21)2271 / 大 税務課 ☎(43)9208

藤 税務課 ☎(62)0902 / 都 税務課 ☎(29)1101

西 地域まちづくり課 ☎(92)0305 / 岩 税務課 ☎(55)7758

## 各相談窓口

### 納税相談

大雨による被害により市税等の納付が困難な方は、相談にお越しください。

- 問合せ先 本 収税課 ☎(21)2281 / 大 税務課 ☎(43)9208

藤 税務課 ☎(62)0902 / 都 税務課 ☎(29)1101

西 地域まちづくり課 ☎(92)0304 / 岩 税務課 ☎(55)7753

### 障がい者・高齢者の相談

被災した皆さんの不安等の相談を行っています。

- 障がい者の方の相談の問合せ先 本 社会福祉課 ☎(21)2205

- 高齢者の方の相談は、下記の各地区・地域包括支援センターへ

栃木地域：栃木中央☎(21)2245 / 吹上☎(31)1002 / 皆川☎(22)3991

寺尾☎(31)1120 / 国府☎(27)3855 / 大宮☎(28)2113

大平地域：☎(45)1799 / 藤岡地域：☎(62)0911 / 都賀地域：☎(28)0772

西方地域：☎(92)0032 / 岩舟地域：☎(55)7782

### 建築物に関する相談

被災した住宅及び建築物の復旧に関する建築相談窓口を設置しています。

通常、建築物の修繕には建築基準法の規定が適用され、事前の手続きが必要となりますが、災害により破損した建築物を応急修繕する場合は手続きが不要となります。

- 問合せ先 本 建築課 ☎(21)2441、2442

### 中小企業向け融資制度に関する相談

被災した中小企業に対する融資制度のご相談を受け付けています。

- 問合せ先 本 商工観光課 ☎(21)2372

### 奨励金の返還相談

被災した奨励金返還予定者の相談を受け付けています。

- 問合せ先 本 教育総務課 ☎(21)2461

## 農地、農業施設災害復旧事業(国庫)に要する地元負担の支援

国庫補助金を利用して行われる災害復旧事業の地元負担金について、市が全額を負担します。

- 【支援策】 ・国庫補助 農地：50%、施設：65%  
 ・市補助 農地：50%、施設：35%

地元負担なし

- 問合せ先 本 農林課 ☎(21)2279

## 農地、農業施設市単独土地改良事業(災害復旧事業)に要する地元負担の支援

小規模な災害復旧工事に対する市の補助率を見直し、地元負担の軽減を図ります。

- 【支援策】 ・市補助 農地・施設：100%

地元負担なし

- 問合せ先 本 農林課 ☎(21)2279

### お知らせ

#### 災害廃棄物の搬入について

旧栃木中央小跡地の災害廃棄物仮置き場については、10月20日（火）まで受け入れを行います。それ以降は、とちぎクリーンプラザ（梓町）に搬入してください。ただし、運べない事情がある場合は、(本)環境課または各総合支所生活環境課までご相談ください。

- 問合せ先 本 環境課 ☎(21)2142